



2026年3月23日

各位

会社名 ニチアス株式会社
代表者 代表取締役社長 亀津 克己
コード番号 5393 (東証 プライム)
問合せ先 代表取締役 専務執行役員 山本 司
電話番号 (広報課) 03-4413-1194
(URL) (<https://www.nichias.co.jp>)

当社および当社子会社等の従業員に対する株式交付制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社および当社子会社等の従業員（以下「対象従業員」といいます。）を対象として株式交付信託を活用した株式交付制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、株式交付信託の設定時期、期間、株式の取得時期、取得株式の総額等の詳細につきましては、決定次第、あらためてお知らせいたします。

記

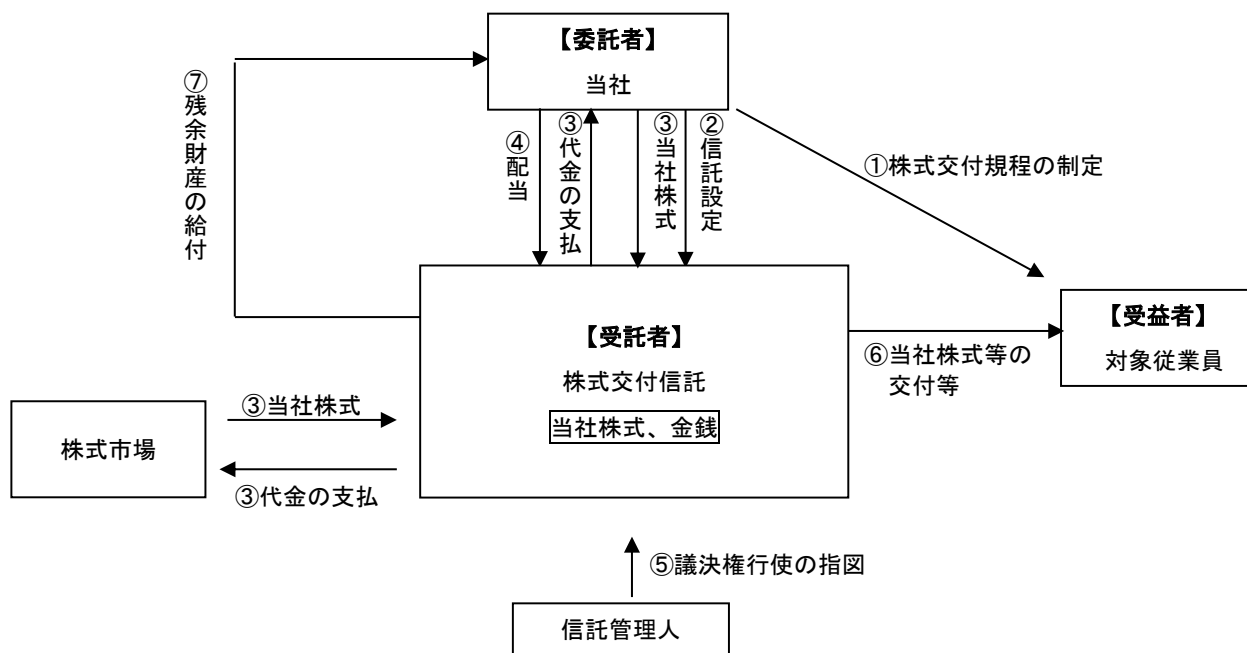
1. 本制度導入の目的

当社グループは、2026年4月9日に創業130周年を迎えます。当社の株式を給付することで従業員の努力と支援に感謝を示すとともに、従業員の帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、本日開催の取締役会において、本制度を導入することを決定いたしました。

本制度は、株式交付信託の仕組みを採用し、あらかじめ定める株式交付規程に基づき、対象従業員に対して当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を交付および給付（以下「交付等」といいます。）するものです。

なお、対象従業員は、非居住者を除く、当社および当社の国内子会社等に在籍する正社員および特別社員（定年退職後に再雇用された者）とします。

2. 本制度の仕組み



- ① 当社および当社子会社各対象会社は、対象会社ごとに本制度に関する社内規程として株式交付規程を制定します。
- ② 当社は金銭を拠出し、受益者要件を満たす対象従業員を受益者とする株式交付信託を設定します。
- ③ 株式交付信託は、信託管理人の指図に従い、②で信託された金銭を原資として当社株式を市場または当社（自己株式処分）から取得します。
- ④ 株式交付信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑤ 信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、株式交付信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑥ 信託期間中、対象従業員には株式交付規程の定めに従い、所定のポイントが付与されます。所定の受益者要件を満たした対象従業員に対して、付与ポイント数に応じた株数の当社株式が交付されます。なお、信託契約の定めに従い、株式交付信託内で当社株式を換価した上で、換価処分金相当額の金銭を給付する場合があります。
- ⑦ 信託期間の満了時に生じた株式交付信託内の当社株式および当社株式にかかる配当金の残余は、株式交付信託を継続利用する場合には継続して利用することができます。なお、信託期間満了により株式交付信託を終了する場合には、当社株式を換価し、信託費用準備金を超過する部分と併せて、利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(注) 株式交付信託は、対象従業員に対する当社株式等の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了いたします。なお、当社は、株式交付信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得する可能性があります。

以上